

議案第3号

名古屋都市計画用途地域の変更（蟹江町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種中高層住居専用地域	約 39 ha	15/10以下	6/10以下	-	-	-	9.4 %
小計	約 39 ha						9.4 %
第二種中高層住居専用地域	約 11 ha	15/10以下	6/10以下	-	-	-	2.6 %
小計	約 11 ha						2.6 %
第一種住居地域	約 261 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	62.6 %
小計	約 261 ha						62.6 %
第二種住居地域	約 31 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	7.4 %
小計	約 31 ha						7.4 %
近隣商業地域	約 33 ha	20/10以下	8/10以下	-	-	-	7.9 %
小計	約 33 ha						7.9 %
商業地域	約 1.0 ha	30/10以下	-	-	-	-	0.2 %
	約 17 ha	40/10以下	-	-	-	-	4.1 %
小計	約 18 ha						4.3 %
準工業地域	約 8.0 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.9 %
小計	約 8.0 ha						1.9 %
工業地域	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	3.8 %
小計	約 16 ha						3.8 %
合計	約 417 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

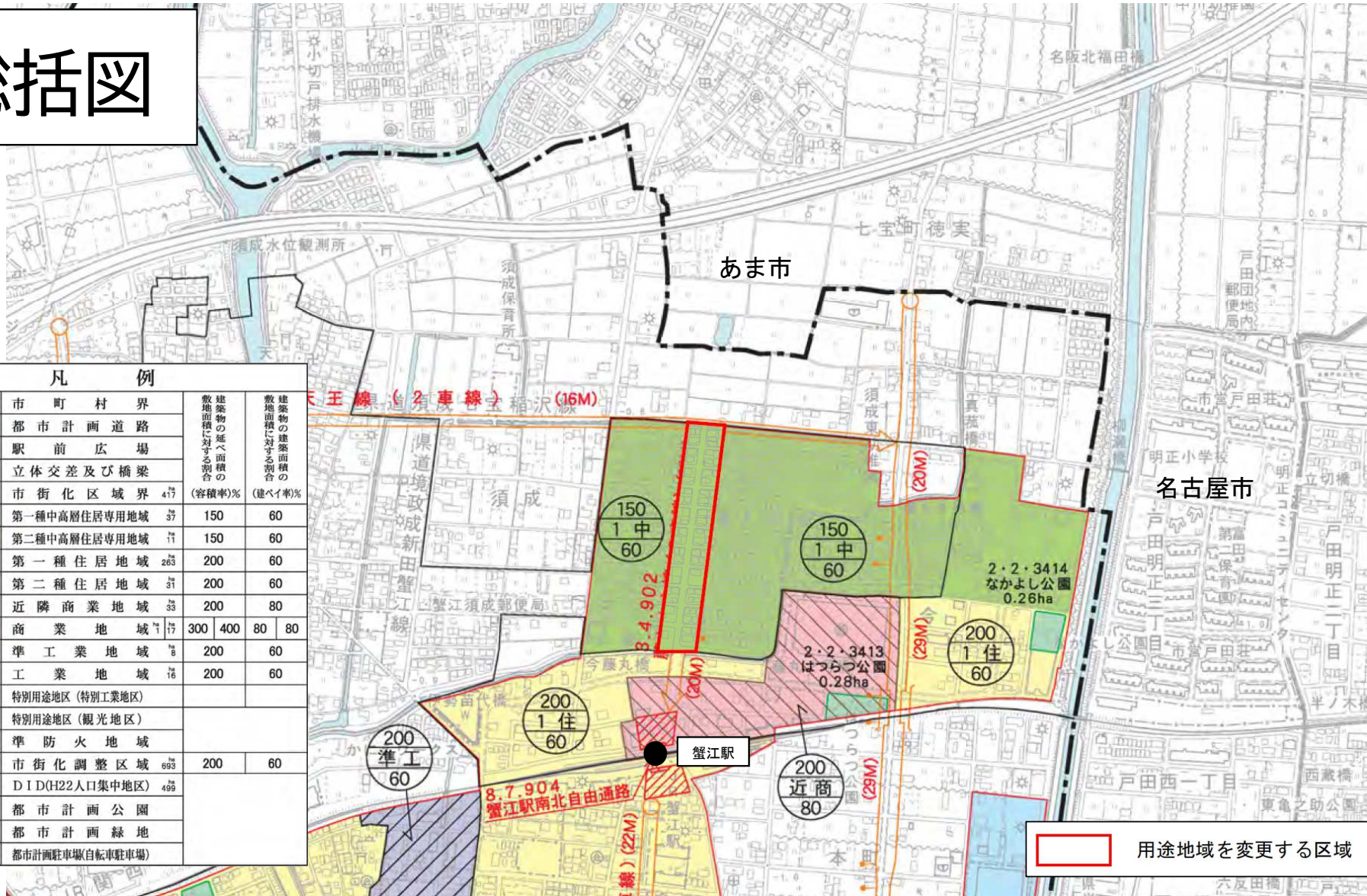
理 由

都市計画道路3・4・902号藤丸中央線（蟹江町決定）の一部区間の廃止に伴い、沿道に定めていた用途地域を土地利用の動向や沿道の土地利用との調和等を総合的に勘案し、良好な居住の環境を保護するため、適切な用途地域に変更するものである。

総括図

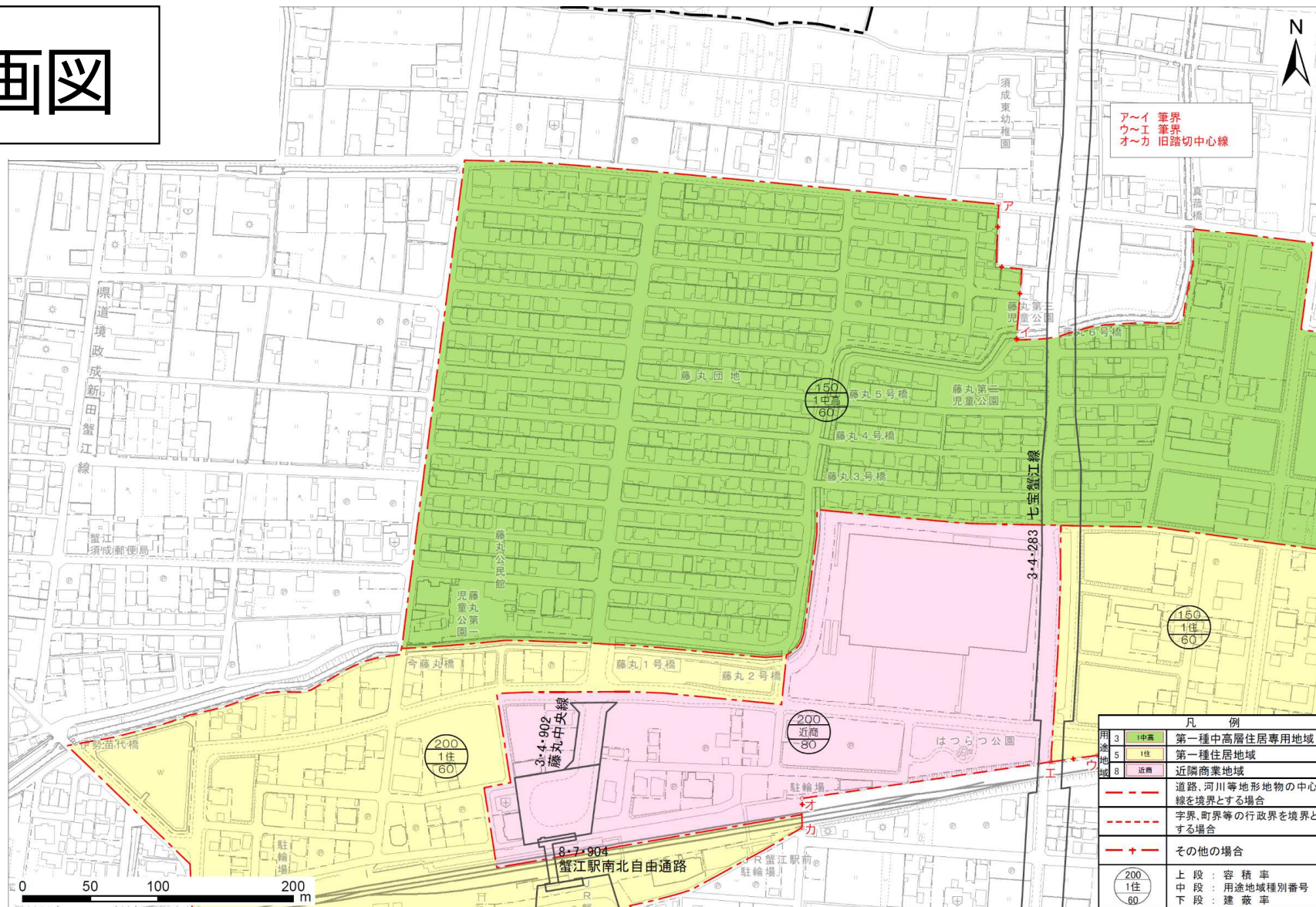


凡 例		敷地面積の延べ面積の割合 (容積率)%		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合 (建ぺい率)%	
	市町村界				
	都市計画道路				
	駅前広場				
	立体交差及び橋梁				
	市街化区域界	417			
	1中 第一種中高層住居専用地域	37	150	60	
	2中 第二種中高層住居専用地域	11	150	60	
	1住 第一種住居地域	263	200	60	
	2住 第二種住居地域	31	200	60	
	近商 近隣商業地域	33	200	80	
	商業 商業地域	17	300 400	80 80	
	準工 準工業地域	8	200	60	
	工業 工業地域	16	200	60	
	特別用途地区(特別工業地区)				
	特別用途地区(観光地区)				
	準防火地域				
	市街化調整区域	693	200	60	
	D1D(H22人口集中地区)	499			
	都市計画公園				
	都市計画緑地				
	都市計画駐車場(自転車駐車場)				

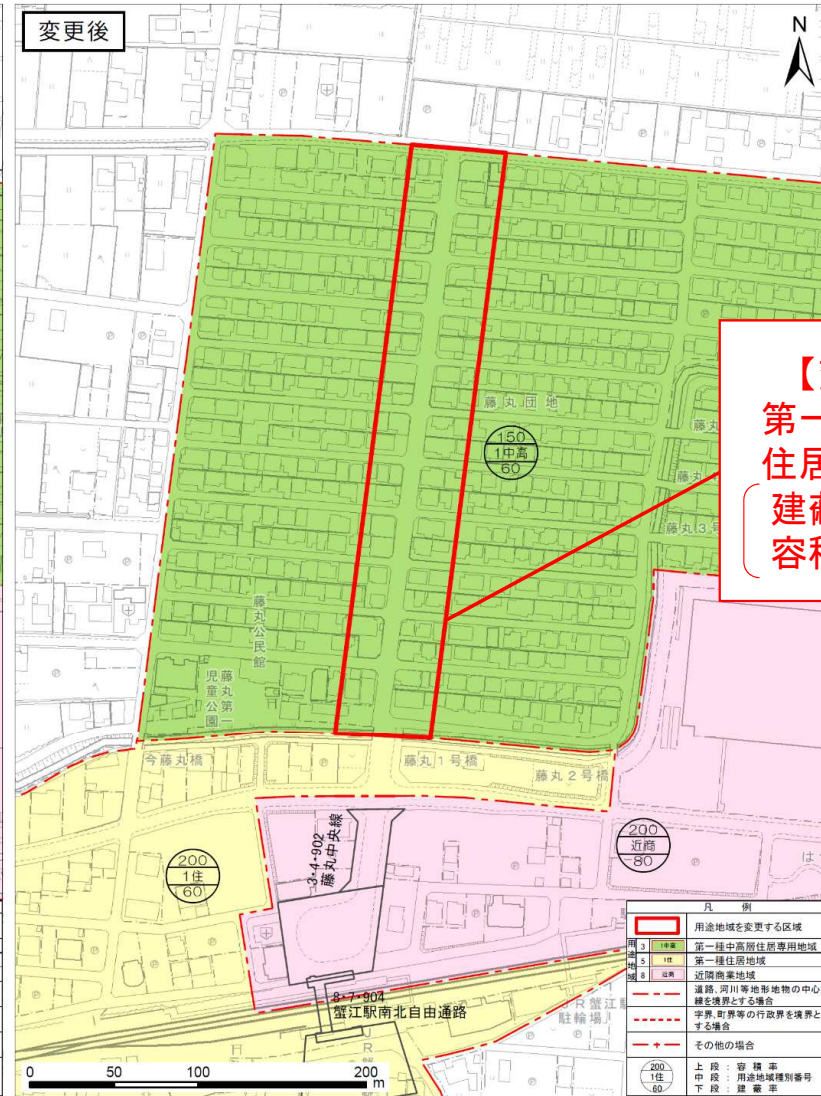
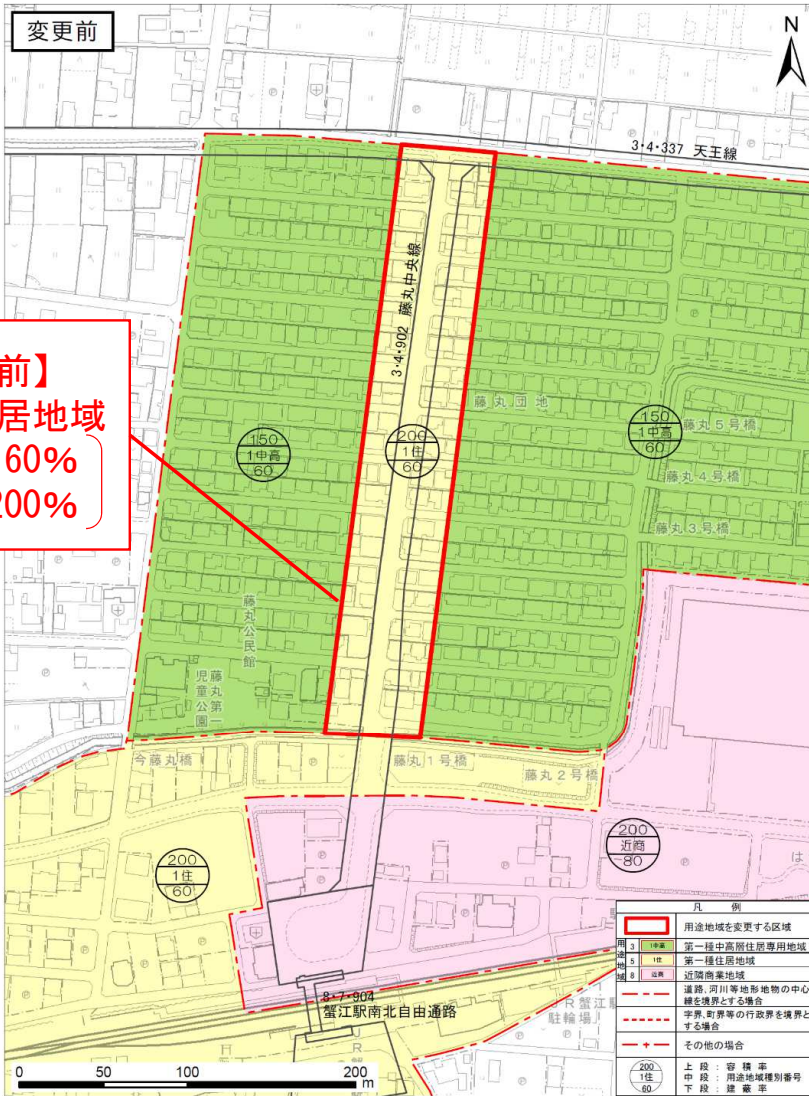


用途地域を変更する区域

計画図



(参考) 新旧対照図



名古屋都市計画 用途地域の変更 蟹江町決定

事 項	時 期	備 考
住 民 説 明	令 和 3 年 9 月	
事 前 協 議	令 和 3 年 10 月 13 日	
事 前 協 議 回 答	令 和 3 年 10 月 29 日	
計 画 案 の 縦 覧	令 和 3 年 11 月 12 日 から 令 和 3 年 11 月 29 日 まで	縦 覧 者 0 名 意 見 書 提 出 (有・ 無)
町 都 市 計 画 審 議 会	令 和 3 年 12 月 24 日	
知 事 へ の 協 議	令 和 4 年 2 月 上 旬	以 下 予 定
知 事 回 答	令 和 4 年 3 月 上 旬	
決 定 告 示	令 和 4 年 3 月 下 旬	